

介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の違い <熊本県内所在の居宅介護支援事業所用>

担当している利用者が使っているサービスは、総合事業ですか？予防給付ですか？

- ◆サービスコードが「A」で始まる総合事業：訪問型サービス（現行相当、緩和型）と通所型サービス（現行相当、緩和型）
- ◆通所型サービスC（からだ元気教室）、家事おたすけ隊
- ◆予防給付：総合事業以外の介護保険サービス

通所型サービスCや家事おたすけ隊のみ

介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月の翌月10日までに当センターに提出してください。

※家事おたすけ隊のみの場合はケアマネジメントB。それ以外はケアマネジメントA。

荒尾市で内容を審査し、請求書を提出した月の27日に請求書に記載された口座に本市から支払います。

※27日が土日祝日の場合は、直後の営業日。

「サービスコードが『A』で始まる総合事業」や「予防給付」が含まれている

紙の請求書の提出は不要です。

熊本県国民健康保険団体連合会から、直接支払われます。

複数の利用者を支援していて、利用者ごとにサービスの種類が異なる場合は、「通所型サービスC（からだ元気教室）や家事おたすけ隊のみ」利用者の分だけ、請求書と内訳書を作成して地域包括支援センターに提出してください。

熊本県外の市区町村が保険者である住所地特例対象の利用者を担当している場合は、その利用者が、「サービスコードが『A』で始まる総合事業」や「予防給付」の利用があった場合も紙の請求書と内訳書の作成・提出が必要です。予防給付を含む場合は「介護予防支援委託費として～」、予防給付を含まない場合は「介護予防ケアマネジメント委託料として～」という但書の様式を使用してください。